

職員の懲戒処分を行いました

飲酒運転を行った職員の懲戒処分を行いました。

1 処分日

令和8年(2026年)9月18日(金)

2 被処分者・処分内容等

所属部局等	処分内容	処 分 理 由
産業労働部 現地機関 会計年度任用職員 68歳 男性	懲戒免職	令和8年8月21日(金)、停車中の車内で飲酒し、自家用車を運転した。その後、安曇野市内の店舗駐車場に入る際、フェンスに衝突する物損事故を起こした。

※当該案件に関し、管理監督者1名を口頭注意とした。

(問合せ先)

担 当 総務部コンプライアンス・行政経営課
青木、上原

電 話 026-235-7029 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2554

F A X 026-235-7030

E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp